

# 第 14 回 士別市農業委員会総会議事録

令和 4 年 7 月 27 日

士別市農業委員会

## 第 14 回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 7 月 27 日（水曜日）  
午後 1 時 30 分開会  
午後 2 時 00 分閉会

2. 開催場所 第 2 庁舎大会議室

### 3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

- |        |         |                        |
|--------|---------|------------------------|
| 日程第 1  | 報告第 1 号 | 士別市農業経営改善計画の認定について     |
| 日程第 2  | 報告第 2 号 | 使用貸借契約の解約について          |
| 日程第 3  | 報告第 3 号 | 賃貸借契約の解約について           |
| 日程第 4  | 報告第 4 号 | 農地所有適格法人の認定審査について      |
| 日程第 5  | 議案第 1 号 | 土地の現況証明書の交付について        |
| 日程第 6  | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 7  | 議案第 3 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 日程第 8  | 議案第 4 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 日程第 9  | 議案第 5 号 | 農用地利用集積計画の取消について       |
| 日程第 10 | 議案第 6 号 | 農用地利用集積計画の決定について       |

---

### 出席委員（24 名）

- |      |          |      |          |
|------|----------|------|----------|
| 1 番  | 上野 浩二 君  | 2 番  | 湯浅 悦子 君  |
| 3 番  | 山下 篤 君   | 4 番  | 松井 薫 君   |
| 5 番  | 古川 昇 君   | 6 番  | 新田 康仁 君  |
| 7 番  | 森野 良次 君  | 8 番  | 鈴木 淳一 君  |
| 9 番  | 寺崎 徳仁 君  | 11 番 | 工藤 修一 君  |
| 12 番 | 岡崎 京子 君  | 14 番 | 柳 眞由美 君  |
| 15 番 | 梅津 宣保 君  | 17 番 | 沼舘 初男 君  |
| 18 番 | 鈴木 茂樹 君  | 19 番 | 佐久間 弘美 君 |
| 20 番 | 渡辺 亨 君   | 21 番 | 村上 幸博 君  |
| 22 番 | 栗本 勝 君   | 23 番 | 中山 義隆 君  |
| 24 番 | 鈴木 庄一郎 君 | 25 番 | 小野寺 悦子 君 |
| 26 番 | 木下 一彦 君  | 27 番 | 保科 隆志 君  |

---

### 出席説明員（4 名）

- 事務局長 林 秀忠 君

主 査 小 林 泉 君  
主 事 古 閑 俊 祐 君  
事 務 員 佐々木 濤 君

---

#### 4. 会議の概要

(午後 1時30分 開会)

●議長（保科隆志君）

第14回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は24名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、26番 木下一彦委員、1番 上野浩二委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「遠藤委員」「本間委員」「中澤委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

---

●議長（保科隆志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木濤君） 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、●●●●外4件の再認定、7件の変更認定、2件の認定取消の通知がありました。

なお、累計は、先月比 2件減の 445件 となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、本案件中、番号1番について佐久間委員、10番について鈴木淳一委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

---

●議長（保科隆志君） 次に日程第2、報告第2号、使用貸借契約の解約について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 使用貸借契約 解約の通知がありましたので報告いたします。  
番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●外2件について、使用貸借契約の解約の通知がありました。  
以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

---

●議長（保科隆志君） 次に、日程第3、報告第3号 貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農地法第18条第6項の規定により、貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。  
番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●外2件より解約の通知がありました。  
以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。  
なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、本案件中、番号1番について渡辺委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第3号は終了いたします。

---

●議長（保科隆志君） 次に、日程第4、報告第4号 農地所有適格法人の認定審査について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法第2条第3項の規定に基づく農地所有適格法人要件について、●●●●より審査の申し出があり、審査会を開催したので、その結果を報告いたします。  
農地所有適格法人の審査会につきましては、法人が、法人として農業経営を行うため、農地の取得を希望する場合には、農地所適格法人としての要件を満たす必要があることから、法人として初めて農地を取得する際に、その前段に、審査会を開催し、要件に適合するか審

査するものであります。

申請があった法人、●●●●、代表社員 ●●●●、構成員 2 名、主業種、農業とする法人であります。令和 4 年 7 月 1 日に審査の申出があり、7 月 14 日に審査会を開催いたしました。

審査委員は、保科会長と法人が多寄町に農地を取得予定でありますので、担当地区農業委員により審査を行いました。

審査の結果、農地所有適格法人としての要件である形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件の全てを満たしていると判断されました。

なお、農地所有適格法人としての認定日につきましては、はじめて農地を取得する際、農業委員会において権利設定の許可がされた日をもって認められるものであります。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第 4 号は終了いたします。

---

●議長（保科隆志君） 次に、日程第 5、議案第 1 号 土地の現況証明書の交付について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありましたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号 1 番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、中士別町 6 線東、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、山林、面積 13,671 m<sup>2</sup>、証明の必要理由、所有権移転登記。

本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も非農地となっている土地であります。

番号 2 番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、朝日町南朝日、地番、●●●●外 1 筆、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積あわせて 2,727 m<sup>2</sup>、証明の必要理由、地目変更登記。

本申請地につきましては、昭和 52 年に住宅及び昭和 55 年に倉庫を建設し、現在も宅地利用されています。本来、転用案件であります。士別市農業委員会の「特別な事情がある場合の現況証明の取り扱いについて」により、非農地になってから、15 年以上が経過しているため、現況証明をするものであります。

番号 3 番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、原野、面積 19,192 m<sup>2</sup>、証明の必要理由、所有権移転登記。

本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も非農地となっている土地であります。

番号 4 番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、朝日町南朝日、地番、●●●●外

2筆、地目、公簿、田・畑、現況、原野、面積あわせて1,786㎡、証明の必要理由、地目変更登記。

本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も非農地となっている土地であります。

番号5番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、川西町13線西、地番、●●●●外6筆、地目、公簿、田・畑、現況、原野、面積あわせて55,238㎡、証明の必要理由、地目変更登記。

本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も非農地となっている土地であります。

現地確認につきましては、番号1番は7月4日に、番号2番と4番は6月29日に、番号3番は7月1日に、番号5番は7月11日にいずれも各担当地区農業委員3名または4名により実施しています。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

●議長（保科隆志君） 次に、日程第6、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農地法第3条の規定により、許可申請のあった農地等の権利設定許可の可否について、同条第2項に基づきご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●、地目、畑、面積6,000㎡、契約の内容は売買であり、買い受けて経営規模の拡大を図るものであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外2筆、地目、畑、面積89,837㎡、契約の内容は売買であり、買い受けて経営規模の拡大を図るものであります。

以上の案件につきましては、農地法第3条第2項に定める不許可事案にはあたらず、許可要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本案件中、番号 2 番について佐久間委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

---

●議長（保科隆志君） 次に、日程第 7、議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号 1 番、転用者、●●●●、所在、中士別町 6 線東、地番●●●●外 2 筆、地目、田・畑、転用面積あわせて 10,471 m<sup>2</sup>、転用目的と計画、農家住宅に附属する施設及び農業用施設、設置のための転用であり、農機具保管庫 1 棟 319 m<sup>2</sup>、ほか合わせまして、合計 10,471 m<sup>2</sup>の計画となっています。

転用理由については、本申請地は既設農業用施設と住宅に隣接し、計画している施設等を増設するため、当該申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。

なお、本案件につきましては、3,000 m<sup>2</sup>以上の転用のため、農地法第 4 条第 4 項の規定に基づき、北海道農業会議の意見聴取を行い、意見聴取の結果「許可相当」の回答があった場合に、許可書の交付を行うものとします。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

●議長（保科隆志君） 次に、日程第8、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1番、土地の所有者、●●●●、転用者、●●●●、所在、東1条北9丁目、地番●●●●、地目、畑、転用面積364㎡、転用目的と計画 一般住宅建設のための転用であり、住宅1棟 75.47㎡、ほか合わせまして、合計364.00㎡の計画となっています。

転用理由については、住宅新築のため申請地が希望内容に近い土地であったため、本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。なお、契約内容は売買となっております。

番号2番、土地の所有者、●●●●、転用者、●●●●、所在、川西町9線西、●●●●外1筆、地目、田・畑、転用面積あわせて4,225㎡、牛舎等建設のための転用であり、乾乳舎1棟 194.40㎡、ほか合わせまして、合計4,443.24㎡の計画となっています。

転用理由については、経営の合理化を図るため、作業効率及び立地条件から本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。なお、契約内容は使用貸借となっております。

なお、本案件につきましては、3,000㎡以上の転用のため、農地法第5条第3項の規定に基づき、北海道農業会議の意見聴取を行い、意見聴取の結果「許可相当」の回答があった場合に、許可書の交付を行うものとします。

番号2番、土地の所有者、●●●●、転用者、●●●●、所在、上士別町17線南、●●●●外1筆、地目、畑、転用面積500㎡、農業体験施設建設のための転用であり、農業体験施設1棟 81.46㎡、ほか合わせまして、合計500.00㎡の計画となっています。

転用理由については、地域農業の振興に必要となる、農作業及び酪農体験ができる農業体験施設を本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。なお、契約内容は使用貸借となっております。

本案件につきましては、第1種農地で農家住宅以外の転用のため、農地法第5条第3項の規定に基づき、北海道農業会議の意見聴取を行い、意見聴取の結果「許可相当」の回答があった場合に、許可書の交付を行うものとします。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（保科隆志君） 次に、日程第9、議案第5号 農用地利用集積計画の取り消しについて、事務局より内容の説明をいたします。

- 事務局（古閑俊祐君） 農用地利用集積計画の取り消しについて、ご審議願います。  
番号1番 令和4年1月27日の総会において、集積計画の決定をいたしました、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町39線東、地番●●●●外1筆、地目、畑、面積47,490㎡。  
理由については、法人化により●●●●個人での資金借入ができなくなり受け手を●●●●●が経営する●●●●株式会社に変更するためであります。  
番号2番 令和4年2月28日の総会において、集積計画の決定をいたしました、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町37線西、地番●●●●外5筆、地目、田・畑・用悪水路、面積あわせて32,096㎡。  
理由については、法人化により●●●●個人での資金借入ができなくなり受け手を●●●●●が経営する株式会社●●●●に変更するためであります。  
以上で説明を終わります。

- 議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第5号は終了いたします。

- 
- 議長（保科隆志君） 次に、日程第10、議案第6号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

- 事務局（古閑俊祐君） 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。  
番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(7線東)、地番、●●●●外3筆、地目、畑、面積8,956㎡、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、借入地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。  
番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●●外19筆、地目、田・畑、面積158,015㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。  
番号3番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●●外10筆、

地目、畑、面積 75,952 m<sup>2</sup>、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 4 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、西士別町、地番、●●●●外 1 筆、地目、畑、面積 26,028 m<sup>2</sup>、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 5 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、西士別町、地番、●●●●、地目、畑、面積 25,173 m<sup>2</sup>、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 6 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 4 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 17,116 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円、畑●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 7 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 2 筆、地目、田、面積 6,714 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 8 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(39 線東)、地番、●●●●外 1 筆、地目、畑、面積 47,490 m<sup>2</sup>、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 9 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(37 線西)、地番、●●●●外 5 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 32,096 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円、畑●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 10 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 11 筆、地目、田・畑、面積 107,935.17 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 11 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●外 21 筆、地目、田、面積 102,971.09 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 12 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●外 8 筆、地目、田・畑、面積 61,172.64 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 13 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町南朝日、地番、●●●●、地目、田、面積 700 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 14 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町南朝日、地番、●●●●、地目、田、面積 14,102 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 15 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●外 7 筆、地目、田・畑、面積 26,396 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

以上、15 件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項 第 1 号に規定する、土別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本案件中、番号 1 番について佐久間委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

---

●議長（保科隆志君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第 14 回総会は、これをもちまして閉会いたします。

（午後 2 時 00 分 閉会）